

# 人事労務通信

社会保険労務士法人 金丸労務管理事務所  
所長 金丸 憲史  
〒880-0014 宮崎市鶴島2丁目13番24号  
TEL (0985)22-6300 FAX (0985)22-6527  
<http://www.kanemaru-roumu.jp>

## CONTENTS

page

- |   |  |
|---|--|
| <p><b>1 「パートタイム・有期契約労働者の雇用状況等に関する調査」</b><br/>同一労働同一賃金への対応状況は</p>  | <p><b>6 すっきりわかる。雇用保険<br/>65歳以上で失業したときの給付</b></p>                   |
| <p><b>2 特集<br/>仕事と介護の両立に関する制度まとめ</b></p>  | <p><b>7 人事労務の法律ミニ教室<br/>労働組合から団体交渉の申し込み。<br/>応じなくてもいいですよね?</b></p> |
| <p><b>4 TOPICS</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●新型コロナ対策、オンライン商談の導入率は43%</li> <li>●新型コロナウイルス感染で労災認定された事例</li> <li>●厚労省が検討会、これからのテレワークでの働き方</li> </ul> | <p><b>8 緊急事態に備えてますか?<br/>ジョブ型雇用のメリット・デメリット</b></p>                 |
|   | <p><b>8 労務ひとこと<br/>仕事と不妊治療の両立支援を<br/>おこなう中小企業に助成金</b></p>          |

## 「パートタイム・有期契約労働者の雇用状況等に関する調査」 同一労働同一賃金への対応状況は

労働政策研究・研修機構は、昨年12月、「パートタイム・有期契約労働者の雇用状況等に関する調査」結果を発表しました。全国の常用雇用者10人以上規模の企業を対象に実施し、約9,000社から回答を得たものです。

\* \* \* \*

回答企業のうち、パート・有期社員を雇用している企業を対象に同一労働

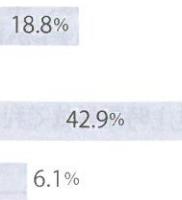
同一賃金ルールへの対応状況をたずねると、「必要な見直しを行った・行っている、または検討中」と答えた企業は4割超となりました。

具体的にどのような見直しを行ったか（行うか）たずねると、待遇面の見直しでは下のグラフのとおり、「②上記以外のパート・有期社員の待遇の見直し」が最も多く、42.9%でした。

さらに、待遇要素別の見直し内容を掘り下げてたずねると、多い順に右表のようなものが挙がりました。

### 待遇面での具体的な見直し内容（複数回答）

- ①正社員と職務・人材活用とも同じパート・有期社員の待遇の見直し（差別的取り扱い禁止への対応）
- ②上記以外のパート・有期社員の待遇の見直し（不合理な待遇差禁止への対応）
- ③正社員の待遇の見直し（引き下げ等）



### 待遇要素別の見直し内容

- パート・有期社員の
  - ①基本的な賃金（賃金表を含む）の増額や拡充（43.4%）
  - ②昇給（評価・考課を含む）の増額や拡充（33.7%）
  - ③賞与（特別手当）の増額や拡充（28.8%）
  - ④通勤手当（交通費支給を含む）の増額や拡充（19.7%）
  - ⑤慶弔休暇の拡充（16.9%）
  - ⑥賞与（特別手当）の（制度の）新設（16.2%）
  - ⑦時間外、深夜・休日労働に対する手当（割増率を含む）の増額や拡充（14.6%）
  - ⑧健康診断に伴う勤務免除や有給の保障の拡充（14.2%）